

第 10 期  
分別収集計画

(令和5年度～令和9年度)

福岡県 春日市

# 春日市 分別収集計画 第10期

## 目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	1
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	3
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの 算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

## 1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄を基調とする物的豊かさを求めたライフスタイルから脱却し、循環型社会を形成していくことが重要である。

現在、本市においては、「第3次春日市環境基本計画」に基づき、市民・事業者・行政が協力して3R（廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））を実行し、循環型都市の創造に向けて、様々な施策を進めているところである。

このような状況の中、一般廃棄物の大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、また、地域における容器包装廃棄物の3Rを推進することにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用を図るため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「法」という）第8条の規定により、市民、事業者並びに行政のそれぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を本計画で示している。

本計画を推進することにより、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、持続可能な循環型社会の形成につながるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① 市民・事業者・行政の各主体が、ごみや資源物の処理に自ら責任を持ち、自発的な行動を起こすことによる排出量の抑制や資源の有効活用
- ② 市民・事業者・行政の各主体連携による循環型都市づくり

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月から令和10年3月までの5年間とし、3年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、白色トレイを対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み （法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	5,623 t	5,618 t	5,613 t	5,605 t	5,598 t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

### ① 環境教育の促進

- ・ 自治会や学校、その他各種団体に対して、ごみ処理の現状やごみの減量方法などのごみ問題に関連した情報を提供し、環境問題に関する意識の向上を図り、ごみの発生抑制、分別排出、再生利用を推進する。
- ・ 学校給食により発生する牛乳パックのリサイクルを推進し、児童並びに生徒のリサイクルに対する意識の向上を図る。

### ② 市指定ごみ袋の有料化（平成18年4月～）の実施

- ・ ごみ袋を有料化することで、排出抑制を図る。

### ③ 自主的なリユース及びリサイクル活動の充実

- ・ ごみの減量化と資源の有効利用を図るため、古紙等の集団回収を実施する団体に対し、報償金の交付並びに古紙等回収倉庫設置費用の補助を行うことで、古紙等の回収を促進していく。

### ④ 事業系ごみ対策の充実

- ・ 多量排出事業者(床面積が1,000㎡以上及びごみの年間排出量が12t以上)については、事業系一般廃棄物の減量に関する計画書の提出と廃棄物管理責任者の選任を義務付け、ごみの減量化・資源化並びに適正処理に関する指導を行う。
- ・ 一般廃棄物収集運搬許可業者が契約する事業所から排出される古紙の減量を図るため、「事業系古紙回収事業」への協力事業所の拡大に努めるとともに、同事業に係る経費の一部補助を行う。

### ⑤ 広報による普及、啓発の実施

- ・ 市民が排出抑制や適正な分別を行うための情報伝達的手段として、広報誌やホームページの内容充実、SNSなどの広報媒体による啓発を行う。

### ⑥ エコ・ショップ制度の充実

- ・ エコマーク商品等の環境に配慮した商品の積極的な販売、マイバッグ持参の促進や簡易包装の推進、資源物の店頭回収等に積極的に取り組む店舗をエコ・ショップとして認定するとともに、その拡充に努め、広報誌やホームページ等で紹介を行う。

**7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分** (法第8条第2項第3号)

本市で分別収集するために必要な機材や作業員等の確保、選別処理施設の整備状況、市民の分別に対する協力度等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び収集に係る分別の区分を下表のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	びん・カン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのも（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。） 主として段ボール製の容器 主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装 ※集団回収、許可業者による収集であるため、法第8条第2項第4号の見込み量には含まない。
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのも 白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）	ペットボトル・白色トレイ

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み** (法第8条第2項第4号)

本市でのごみの総量の推計値は減少傾向であるが、不燃性ごみ（粗大ごみ、不燃ごみ、ペットボトル）の収集量が増加傾向であるため、特定分別基準適合物と容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み量が増加している。

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
主としてスチール製の容器		93 t	94 t	95 t	95 t	96 t
主としてアルミ製の容器		105 t	106 t	107 t	108 t	109 t
無色のガラス製容器		(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
		207 t	209 t	211 t	213 t	215 t
		(引渡数量) (独自処理数量)				
		90 t 117 t	90 t 119 t	91 t 120 t	92 t 121 t	93 t 122 t
茶色のガラス製容器		(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
		156 t	158 t	160 t	161 t	163 t
		(引渡数量) (独自処理数量)				
		69 t 87 t	70 t 88 t	71 t 89 t	71 t 90 t	72 t 91 t
その他の色のガラス製容器		(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
		106 t	107 t	108 t	109 t	110 t
		(引渡数量) (独自処理数量)				
		106 t 0 t	107 t 0 t	108 t 0 t	109 t 0 t	110 t 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
主として段ボール製の容器		0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
		0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
		(引渡数量) (独自処理数量)				
		0 t 0 t	0 t 0 t	0 t 0 t	0 t 0 t	0 t 0 t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの		(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
		156 t	161 t	165 t	169 t	172 t
		(引渡数量) (独自処理数量)				
		110 t 46 t	113 t 48 t	116 t 49 t	119 t 50 t	121 t 51 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
		1 t	1 t	1 t	1 t	1 t
		(引渡数量) (独自処理数量)				
		1 t 0 t	1 t 0 t	1 t 0 t	1 t 0 t	1 t 0 t
	(うち白色トレイ)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)	(合計)
		1 t	1 t	1 t	1 t	1 t
		(引渡数量) (独自処理数量)				
		1 t 0 t	1 t 0 t	1 t 0 t	1 t 0 t	1 t 0 t

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{分別区分毎の収集量に係る原単位}(\ast 1) \times \text{人口}(\ast 1)$$

※1 令和2年度に策定した春日市一般廃棄物処理基本計画の推計値

また、人口については、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
113,384人 (対前年度比) 99.95%	113,329人 (対前年度比) 99.95%	113,274人 (対前年度比) 99.95%	113,186人 (対前年度比) 99.92%	113,098人 (対前年度比) 99.92%

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、自治会や市民団体等、古紙回収登録団体による集団回収が進んでいる飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

また、一般廃棄物収集運搬許可業者が分別収集している事業系の段ボール、紙製容器包装については、引き続き同業者が分別収集を実施することとし、本収集に対する補助を行う。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬	選別・保管等
スチール製の容器	びん・カン	市による定期収集	一部事務組合
アルミ製の容器			
無色のガラス製容器			
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	一部事務組合
白色トレイ	・白色トレイ		
飲料用紙容器	紙製容器包装	集団回収、 許可業者による収集	民間業者
段ボール			
その他紙製容器包装			

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

当面は、次のとおり行う。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集 容器	収集車	中間処理
スチール製の容器	びん・カン	指定袋	パッカー車	春日大野城 リサイクルプラザ (選別・圧縮・保管)
アルミ製の容器				
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
ペットボトル	ペットボトル ・白色トレイ			
白色トレイ				

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ① 容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に行うために、市民・事業者・行政が一体となった取り組みを進めていく。
- ② 一般家庭には、正しいごみの出し方のパンフレットを全戸配布し分別意識の向上を図る。
- ③ 転入者に対するごみの出し方の周知のため、「ごみの正しい出し方」などの配付を継続的に行う。